

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第3回）議事概要

日時：2018年2月23日（金）17時30分～19時30分

場所：総務省8階第1特別会議室

構成員）宍戸座長、井上構成員、上原構成員、加毛構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、古谷構成員、森構成員、若目田構成員
オブザーバー）真野オブザーバー、美馬オブザーバー、石原オブザーバー

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局
事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料3-1「第三者認証のあり方、認定機関の認定スキーム」について森構成員より説明。

□資料3-2「シェアリングエコノミー認証制度の仕組み」について石原オブザーバーより説明。

□資料3-3「論点整理（案）について」について事務局より説明。

□意見交換

<認定の単位について>

- 認定をとったある事業者が別の領域で（情報信託機能を使った）サービスを開始した場合、新たに認証をとる必要はあるか？例えば、ウーバーイーツとウーバーはまったく異なるサービスではないか？審査基準にサービス固有のことも必要か。
- 情報銀行は事業としての認定なのか、事業者としての認定なのか。

<情報銀行の機能について>

- 「個人にわかりやすい説明」だけでなく個人がコントロールするために便益のみならず誤認させないようにすべき。自らの情報の利用履歴の閲覧やコントロールできる機能の「有無の明示」ではなく「ある」ことが前提ではないか。
- 個人がコントロールできる機能が「ない」場合でも認定を出すのか。そのあたりは答申に明記すべき。オプトアウトについて議論があるが、個人情報共有は共有財。個人があつてはじめて生まれるものだが、利用者がサービス退会したときには、色々な企業の付加情報がついている。

<情報銀行の認定基準について>

- 認定基準が厳しければ厳しいほど、マネジメントコストが高くなり、現在のマーケティング市場の観点から、採算がとれるのか。第三者提供について、設計する事業者、実施する事業者を禁止してしまうのはどうか。
- 今回情報銀行になろうとする事業者は大企業が多いだろうから、提供先第三者との関係

については、モデル約款ではなく認定基準に取り組むべき項目ではないか。

●約款だけでもできることを、より信頼してもらうために認定基準を策定していると考えている。産業界側のニーズと、消費者利益のバランスをよく考えることが重要。

<損害賠償責任について>

●賠償責任のところは、モデル約款を見れば決して不当なものではないが、「事項を明示すること」のみとすると、過失があっても免責されるようことは問題。明示してればよいということではない。

●損害賠償のところでは「免責条項」がおかれてはならない。消費者にとってオプトアウトできるのも、何を持っているのか、実態的条件が必要。

●消費者の権利を守るのは大前提であるが、約款の損害賠償請求について、場合によって情報銀行の責任も免責される可能性があるのではないか。

●法令を順守するというのが当然の前提であり、情報銀行の責任の免除については、消費者契約法による制限がかかる。それを前提に消費者に予測可能性、安心を与えるため、適法な内容を予め明示するというのには意味がある。情報銀行の責任は、情報銀行と個人の間の契約内容に依存する。情報銀行が安心して守るので預けてくださいという合意であれば、第三者提供先の情報漏えいも責任を負う。一方情報銀行がプラットフォーム的立場で個人と提供先第三者間がより関係があれば情報銀行の負う責任も限定される。また、第三者提供先に過失がなかった場合や、不可抗力については民事上は責任は問えない。問題となるのは、過失があった場合の選任監督についてであるが、合意内容によっては責任を負ってくることになる。

<全体について>

●本当に事業者は使うのかどうかという指摘もあり、民間の自主規制と消費者の安全安心をどうバランスとるのが重要。特に消費者の方起点で考えると「安全」と「安心」は分離して考えるべき。「安全」は論理的に担保。「安心」は情緒的、Pマークでも漏洩するが安心感存在意義がある。セキュリティで担保して「安全」を行うことと、「情報銀行」というよくわからないものにたいする安心感を持つ振る舞いが重要。

●第三者委員会について、独立した第三者機関となっているか、組織内なのか外なのか。監査体制ということであるべき。情報開示などの安心する仕組みや、問題があった場合の体制も整備すべき。

●財産的基礎、経営面については、シェアエコ認証制度では、判断難しいということだが、我々が検討している情報信託機能の事業では、この要件があると事実上、データ・情報が蓄積されている大企業のみが参入可能になるような形。新規参入阻害要因になるのか。

●認定基準が厳しければ厳しいほど、マネジメントコストが高くなり、現在のマーケティング市場の観点から、採算がとれるのかという趣旨で前回発言した。第三者提供などについて、設計する事業者、実施する事業者を禁止してしまうのはどうか。加工、統合、使う

側に情報付加価値をつけた情報にたいする権利もあるのではないか。加工されたものはどう扱うのか。また情報銀行が倒産した場合に、当該個人情報の扱いはどうするのか。

●情報は排他的なものではなく、約束にもとづいて活用するもの。物として捉えるのではない。

●現行法制度で情報に対する排他的支配権は認めにくい。個人は行為請求権を有するにすぎない。その場合、情報銀行が破綻した場合、預かっている情報をどうするか。破綻した場合のルール、別の情報銀行に引き継ぐのかルールと検討したほうが良い。

●情報銀行の何が魅力になるのか、個人に対する便益、社会的便益は重要。おもってもいないところに使われるということがないよう、この情報銀行がこういうことに使うということを明らかにしているということ自体も銀行の便益の一つ。それをしっかり担保すること。公共の福祉に寄与すると抽象的な目的ではなく、具体的に認定のときに確認すべき。

●消費者にとってのメリットはなにか。適法に行っているということの明示だけではなく、実態的なものを記載すべき。

●消費者の自己コントロールは重要だが、消費者がデータを改ざんできるのも問題。

●シェアエコの認定を与える側とのすり合わせのプロセスが参考になる。

●シェアエコは既にビジネスが走っていたのでヒアリングなども対応ができた。情報銀行はまだ雲をつかむような存在であり、同じようには整理できないとおもうが、事業者側の意見も大切。

●個人情報をあずかることが想定されているが、他の本来事業で既に持っている情報を「包括的合意」のもとに使っていききたいというのが事業者側、産業界のニーズ。

●事務局側で構成員とオブザーバーの意見をよくきいて、次の論点整理をすること。

①認定の対象はどこまでか。

②機能の有無の明示でよいのか。撤回権などを認めている、ということ認定要件にするのか。

③情報の責任、認定基準の記載の仕方では責任を負えないとなると、安心して預けて活用ができるのか。高い水準で求めるのか、そうではないのか。

以上